

Axis news

アクシスグループ

3

2026

COLUMN

【事業承継】

先代と後継者のすれ違いを生む「認識の違い」とは



今月の助成金

早期再就職支援等助成金-中途採用拡大コース-

徳島あんしん相続

基礎からの相続税 その2-いつまでに、いくら相続税を支払わないといけないの？-

【事業承継】先代と後継者のすれ違いを生む「認識の違い」とは

今回のテーマは、多くの同族企業が直面する「事業承継における親子のバトンタッチ」についてです。
「なぜ、あんなに言い争いになってしまうのか?」「なぜ、こちらの意図が伝わらないのか?」
その原因は、性格の不一致や感情の問題ではなく、実はもっと根本的な「認識のズレ」にあるかもしれません。



コラム執筆

アタシスグループ代表 川人 広平



POINT

1 なぜ、それぞれの意見がぶつかってしまうのか

事業承継を行うにあたり、なぜ親子の意見がぶつかってしまうのか。それは、先代と後継者それぞれの本音と見えている景色が異なるからだと考えています。まず、先代経営者は誰よりも会社の苦勞を知っています。だからこそ、後継者には「失敗させたくない」という愛情が先立ってしまい、「最短距離で成功してほしい」「自分がした苦勞をさせたくない」と願ってしまいます。一方で後継者は、会社を自分の代として引き継ぐ責任を感じています。先代が抱いている想いとは反対に、「失敗させてほしい」という自立心のもと、「自分の足で立ちたい」「自分で判断して経験を積みみたい」という強い意欲を持っています。

POINT

2 衝突の正体は「悪意」ではなく「認識の差」

お互いに「会社を良くしたい」というゴールは同じです。しかし、そこに至るプロセスへの認識が決定的に違います。お互いが「相手は反抗している」「自分のことが嫌いなんだ」と感情的になってしまうのは、この「認識のズレ」に気づいていないからです。

| 項目 | 先代の認識 | 後継者の認識 |
|--------|-------------|-------------------|
| 失敗について | 避けるべき損失 | 成長のために必要な授業料 |
| アドバイス | 成功への近道（親心） | 経験の機会を奪う干渉 |
| 最終目標 | 会社が安定し続けること | 自分がハンドルの握り、自走すること |

POINT

3 冷静なコミュニケーションを取り戻すために

関係が修復不可能になる前に必要なのは、我慢でも回避でもなく、「お互いの地図を見せ合うこと」です。「私は『失敗は避けるべきだ』という認識で話しているよ」「僕は『速回りにしてでも自分で経験したい』という認識なんだ」このように、自分の価値観や前提を言葉にして説明してみてください。「アイツはわかってない」という怒りが、「ああ、見ている前提が違うんだな」という冷静な理解に変わります。性格の問題ではないと気づくだけで、コミュニケーションは一気にスムーズになります。事業承継は、単なる資産の移転ではなく、「対話を通じた信頼の再構築」のプロセスでもあります。

徳島あんしん相続

“

基礎からの相続税 その2

いつまでに、いくら相続税を

支払わないといけないの?



相続税とは、亡くなった方から受け取る遺産が、一定額以上だった場合に発生する税金のことです。「基礎からの相続税」後編となる今回は、「いつまでにいくら相続税を支払わないといけないのか?」についてお伝えしたいと思います。



いつまでに、いくら相続税を支払わなければならないの？

(1) 相続税の算出方法

遺産分割は法定相続分どおりにしなればいけないという取り決めはなく、どのような遺産分割を行うかは、相続人全員の合意の下、自由に決めることができます。相続税の計算は、遺産分割の結果で相続税が変動しないよう、次の3ステップで算出します。

- 1 相続税の課税価格を、法定相続人が法定相続分で相続したと仮定して、相続税の総額を算出
- 2 相続税の総額を、各人の課税価格のあん分割合に応じてあん分し、各人の算出相続税額を算出
- 3 各人の算出相続税額に、税額加算・控除項目を加減算し、各人の納付税額を決定

① 相続税の総額を算出

相続税の課税価格の合計から基礎控除を引いた「課税遺産額」を、法定相続人が法定相続分で相続したと仮定した各人の金額に、相続税の税率を掛け、控除額を引いて、計算した額を合計し、総額を算出します。

(相続税率)

| 基礎控除後の課税価格 | 1000万円以下 | 3000万円以下 | 5000万円以下 | 1億円以下 | 2億円以下 | 3億円以下 | 6億円超 |
|------------|----------|----------|----------|-------|--------|--------|--------|
| 税率 | 10% | 15% | 20% | 30% | 40% | 45% | 55% |
| 控除額 | - | 50万円 | 200万円 | 700万円 | 1700万円 | 2700万円 | 4200万円 |

例：妻と子二人で1億円を相続した場合

基礎控除後の課税遺産額 1億円 - (3000万円 + 600万円 × 3) = 5200万円
 (妻) 5200万円 × 1/2 × 15% - 50万円 = 340万円
 (子) 5200万円 × 1/2 × 1/2 × 15% - 50万円 = 145万円
 相続税総額 → 妻340万円 + 子145万円 + 子145万円 = 630万円

② 各人の算出相続税額を算出

相続税の総額を、「課税価格の合計に占める各人の課税価格の割合」に応じてあん分し、各人の算出相続税額を算出します。

例：妻と子二人で1億円を相続した場合

相続税総額 → 妻340万円 + 子145万円 + 子145万円 = 630万円

遺産分割を法定相続分どおりに分割した場合

(妻) 630万円 × 1/2 = 315万円
 (子1) 630万円 × 1/2 × 1/2 = 157.5万円
 (子2) 630万円 × 1/2 × 1/2 = 157.5万円
 計 630万円

③ 各人の納付税額を決定

各人の算出相続税額に、税額加算・控除項目を加減算し、各人の納付税額を決定します。

【加算項目】

「配偶者および一親等の血族」以外の相続人等は、算出相続税額の2割が加算されます。

【主な控除項目】

- ① 配偶者の税額軽減 (※遺産分割の確定と相続税の申告が必要)
配偶者は、取得した課税価格のうち、配偶者の法定相続分(1億6,000万円以下の場合)は1億6,000万円までの課税価格に係る相続税額が、算出相続税額から軽減されます。

例：妻と子二人で1億円を相続し、法定相続分どおりに分割した場合

(妻) 630万円 × 1/2 (= 315万円) - 315万円 = 0 → 配偶者の税額軽減
 (子1) 630万円 × 1/2 × 1/2 = 157.5万円
 (子2) 630万円 × 1/2 × 1/2 = 157.5万円
 計 315万円

② 未成年者控除

法定相続人が未成年の場合、次の算式で計算した金額を、算出相続税額から控除します。
(18歳 - 相続開始時の年齢(1年未満切捨て)) × 10万円

③ 障害者控除

法定相続人が障害者の場合、次の算式で計算した金額を、算出相続税額から控除します。
(85歳 - 相続開始時の年齢(1年未満切捨て)) × 10万円 (特別障害者の場合は20万円)
※特別障害者とは、障害者手帳1級・2級など、一定の要件を満たす者をいいます。

【参考】その他の控除項目

- ④ 暦年課税分の贈与税額控除 (相続開始前7年以内の生前贈与を加算された人)
- ⑤ 相続時精算課税分の贈与税額控除 (相続時精算課税制度により贈与を受けた人)
- ⑥ 相次相続控除 (10年以内に被相続人が相続して相続税を負担していた場合)
- ⑦ 外国税額控除 (国外財産を取得した人が海外の相続税を課されている場合)

(2) 手続きの期限

相続税の申告期限は「被相続人が亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内」です。
たとえば被相続人が1月15日に亡くなった場合は、11月15日が申告・納税の期限となります。もしその日が土・日・祝日であれば、次の平日が申告・納付期限となります。

遺産分割が成立しない場合も、法定相続分等で財産を取得したものととして、相続税を計算し、申告期限までに申告・納税を行わなければならない。遺産分割が成立した後、その分割に基づき再度申告する流れになります。

(3) 留意点

次の特例は申告をしなければ適用が受けないので、注意が必要です。

- ・配偶者の税額軽減制度
- ・小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

早期再就職支援等助成金

- 中途採用拡大コース -

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば嬉しいです！

早期再就職支援等助成金・中途採用拡大コース

早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)とは

近年、働き方やキャリアの多様化により、新卒一括採用に加えて中途採用を積極的に活用する企業が増えています。こうした流れを後押しする制度が、厚生労働省の早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)です。本助成金は、企業が中途採用を計画的に進め、あわせて雇用管理制度を整備する取り組みを支援するものです。単なる採用人数の拡大ではなく、多様な人材が安心して働き続けられる職場づくりを目的としています。

2つの支援メニューと支給額

特に、「45歳以上の中途採用」を拡大する取り組みには、より手厚い支援が用意されています。

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| A | 中途採用率の拡大 助成額：50万円 | 中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた事業主に対する助成 |
| B | 45歳以上の中途採用率の拡大 助成額：100万円 | 以下のすべてを満たす事業主に対する助成 ・中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた ・うち45歳以上の労働者で中途採用率を10ポイント(45歳以上中途採用率拡大目標値)以上上昇させた ・当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた |

助成金の対象となる労働者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 中途採用(※1)により雇い入れられた方
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇用されている方
- 期間の定めのない労働者(※2パートタイム労働者を除く)
- 雇入れ日前1年間に、当該事業主での就労経験がない方
- 雇入れ日前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていない方
- 雇入れ時の年齢が45歳以上である方(※Bメニューのみ)

※1 中途採用とは、新規卒卒者および新卒と同一枠で採用された方を除きます。

※2 パートタイム労働者とは、所定労働時間が通常の労働者より短い方を指します。

助成金の対象となる事業主 ※新卒採用実績のない事業所は対象外となります。

常時雇用する労働者数により、要件が異なります。

【常時雇用労働者数 300 人以下の企業】

以下の主な要件を満たす必要があります。

- 雇用保険の適用事業所であること。
- 中途採用計画を提出する日の「6 か月前」から「提出日」までの間に、**会社都合による解雇者(勤労退職者)**が一人も出ていないこと。
- 中途採用計画提出日時点の雇用保険被保険者数に対し、計画書提出日から6 か月以内に「**事業所の倒産等**」もしくは「**労働契約期間満了**」により離職した人のうち、**雇用保険失業給付の手続きをとった方の割合が6%を超えていないこと。**
- 助成金の審査に協力し、期限内に申請を行うこと。
- 資金台帳・出勤簿などの関係書類を適切に整備・保管していること。
- 過去に本コースの助成金を受給していないこと。
- 中途採用計画期間の初日の前日から起算して3 年前の日において、雇用保険適用事業所であること。 など

【常時雇用労働者数 300 人超の企業】

上記要件に加え、中途採用による雇入れ割合を公表していることが必要となります。

支給対象となる措置

助成金を受給するためには、次の取り組みが重要です。

- 1 中途採用者向けの雇用管理制度の整備。(評価制度、賃金体系、キャリアパス、福利厚生など)
- 2 1 年間の中途採用計画の策定と実行。(採用人数・職種・配属先・評価方法・将来のキャリア像を明確に)
- 3 中途採用計画を労働局へ提出していること。
- 4 中途採用契約期間中に、支給対象者を **2 名** 以上雇入れること。 など

また、採用後6 か月以内の離職率が20%未満であることなど、「**定着**」も重視されます。

こんな企業におすすめ!

- 若手だけでなく、経験豊富な45 歳以上の人材も積極的に採用したい。
- 採用後の定着まで見据えた人事制度を整えたい。

※本記事の要件は令和7年度予算に基づく情報です。令和8年度以降の実施にあたっては、制度の改定により要件が変動する可能性があります。最新の公募要領を必ずご確認ください。

不明点については、事業所の管轄労働局または所在地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



◀各都道府県の労働局については、こちらのQRコードからご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469704.pdf>



◀各都道府県のハローワークについては、こちらのQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

アックスグループ

税理士法人アックス
社会保険労務士法人アックス
行政書士法人アックス
川人広平公認会計士事務所
株式会社徳島経理代行センター
株式会社高松経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

| 〔 本 社 〕 | 〔 吉野川支店 〕 | 〔 高松支店 〕 | 〔 岡山支店 〕 | 〔 東京支店 〕 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|
| 〒770-0051 | 〒776-0005 | 〒760-0079 | 〒700-0807 | 〒169-0051 |
| 徳島県徳島市北島町 | 徳島県吉野川市鴨島町 | 香川県高松市松崎町 | 岡山県岡山市北区 | 東京都新宿区西早稲田 |
| 1丁目3番地3 | 番末字宮北 | 1108番3 | 下石井1-1-17 | 三丁目6番16号 |
| TEL:089-631-8119 | 485番地1 | TEL:087-814-5875 | アクロスキュービル2F3F | グランテラス西早稲田210 |
| FAX:089-632-6543 | TEL:0893-26-0182 | FAX:087-814-5876 | SDHO-02 | |
| | FAX:0893-26-0187 | | TEL:086-232-9868 | |